

線引き時に存在していた建築物の適法確認について (属人性のない都市計画法上適法な建築物)

線引き時に存在が確認でき、現在も敷地と用途が変わっていないければ、「属人性のない都市計画法上適法な建築物(線引き時適法建築物)」と判断できる可能性があります。

適法確認を希望される方は、以下の資料(コピー各1部)をご用意いただき、担当窓口までご相談ください。

提出いただいた資料をもとに、線引き時からの敷地の変更の有無、線引き時の存在・用途等について確認し、後日回答いたします。

	必要書類	留意事項など
☐	位置図	「対象地」を赤枠で表示。
☐	現況写真	対象地及び既存建築物の全体がわかるもの。
☐	対象地 土地登記事項証明書	※電子化された証明書で線引き時からの経緯を確認できない場合、閉鎖謄本が必要
☐	公図	
☐	建物登記事項証明書	※電子化された証明書で線引き時からの経緯を確認できない場合、閉鎖謄本が必要
☐	固定資産税台帳登録事項証明書	・備考欄に建築推定年が記載されたもの ※市税の窓口(新長田合同庁舎または兵庫・北神を除く各区役所)、支所・西区出張所で交付
☐	建築確認を受けたことを証明する書類	・建築計画概要書など (建築確認の日付が線引き以前であるもの) ※神戸市建築住宅局建築調整課で発行(三宮国際ビル5階)
☐	線引き時の住宅地図	・発行年がわかるように、表紙(又は裏表紙)も添付。 ※中央図書館にあります(中央区楠町7-2-1)
☐	線引き前に撮影された空中写真	※空中写真しかない場合は、その他用途を確認できる資料が必要となります。 ※一般財団法人日本地図センター等で購入できます。 (電話)029-851-6667 (所在地)〒305-0821 茨城県つくば市春日3-1-8

※線引き時は、一部の区域を除き昭和45年12月28日です。

※上記の他、資料が追加で必要となる場合があります。

※線引き後に、農家住宅として敷地を拡大している場合等には、線引き時に建築物が存在していても「属人性がある建築物」と判断する可能性があります。

担当窓口:都市局都市計画課(調整区域担当) 電話(078)984-0385

(予約して頂いた方を優先してご案内しますので、事前に電話予約の上ご来庁ください。)